

第二百八号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 九の項(一)中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、「同号の規定に基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、

ロ その他の者に対する許可の申請に係る審査 一万五百円（当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第四条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、六千七百円）	許可申請のとき。を
--	-----------

ロ 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が東京都において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、四千三百円）	許可申請のとき。に
ハ その他の者に対する許可の申請に係る審査 一万五百円（当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第四条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査）	許可申請のとき。に

可の申請に係る審査にあつては、六千七百円)

改め、同項(三)中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項(三)の次に次のように加える。

(三)の二	法第五条の	クロスボ	イ	現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウ	講習申
三の二	第一項の規	ウ取扱講		を所持している者に対する講習会	込みの
定に基づく	クロス	習手数料			とき。
ボウの取扱いに	関		ロ	その他の者に対する講習会	講習申
する講習会の開	催				込みの
					とき。

別表第一 九の項(六)中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項(七)中「銃砲刀剣類所持許可証書換手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換手数料」に改め、同項(八)中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に改め、同項(九)中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に、「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に、

イ	新たな許可証の交付を伴う場合	七千二百円	(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第七	更新申
	七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許		可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一項第一号の規	請のと
	定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請		に係る審査にあつては、四千八百円)	き。
ロ	新たな許可証の交付を伴わない場合	六千八百円	(当該申請を行う者が東京都において同時に他の	更新申
	法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づ		く許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づ	請のと
				を

く許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一項第一号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

き。

イ 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)

更新申請のとき。

ロ 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)

更新申請のとき。

ハ 新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃

更新申請のとき。

に

又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四十一条第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第七十一条第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四百円)

二 新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

改め、同項に次のように加える。

(其) 法第九条の十六 第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	九千三百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円)	認定申請のとき。
--	------------------	---	----------

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

(提案理由)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十九号)の施行に伴い、クロスボウの所持許可申請等に  
係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。